山口県選挙管理委員会告示第一号

П

目

次



平成 28 年 1月8日 (金曜日)

○選管告示 不在者投票のできる老人ホームの指定.....

平成二十八年一月八日

投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条の規定により、不在者

Щ

のんびり村花岡

下松市大字末武上一八〇〇の一

名

称

所

山口県選挙管理委員会委員長

中 村

正

昭

平成二七、一二、二二 指 定年月日 平成二十八年一月八日発行平成二十八年一月八日印刷

発発 行行 人所

山山口県知

事庁